

- 議 長 日程第4「議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。令和7年11月27日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について
所要の改正をしたいので、提案するものでございます。
- よろしくお願ひいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
につきまして、御説明させていただきます。
- 今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に
準じまして、職員の給与について所要の改正をするものでござい
ます。
- 本年の給与勧告のポイントにつきましては、期末勤勉手当の引上げがされて
おります。
- 民間の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の引上げ分0.05か月分を
期末手当で0.025か月分、勤勉手当で0.025か月分引き上げるものでござい
ます。
- 施行期日の違いからですね、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っ
ております。
- 改正内容につきましては、第1条では、期末手当と勤勉手当についてです
ね、6月と12月の年2回の支給でございますが、6月は既に支給済みでござい
ますので、12月の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引上げ、期末手
当は1.275か月、勤勉手当は1.075か月に改めるものでございます。
- 一般職給料表についても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差の解消
を図るため、新採用職員の初任給を引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ
全体的に給料表を引き上げる改正を行います。

また、自動車等使用者の通勤手当についても、現行の片道60キロメートル以上までの距離区分について引上げを行い、さらに65キロ以上から100キロ以上までの距離区分を新設するものでございます。

また、第2条関係につきましては、来年度の期末手当と勤勉手当においても令和8年4月1日からの分といたしまして、6月と12月に均衡となるようにそれぞれ配分し0.05か月に改めるものでございます。

それでは、議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧ください。

まず初めに、1ページの第10条の4は、通勤手当の規定でございます。第3項第2号ハは、使用距離が片道10キロ以上15キロ未満である職員、現行では7,100円を改正案では7,300円に引き上げるものでございます。

以下、その下の2から次ページのワですね。ワまでは、現行の通勤手当をそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、2ページのカを御覧ください。カの使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員4万2,200円から、その一番下ナの使用距離が片道100キロ以上である職員6万6,400円までを新たに新設するものでございます。

続きまして、3ページの第20条をお願いいたします。期末手当の規定でございます。

第2項につきましては、職員の期末手当基礎額に乗じる率を現行の100分の125から100分の127.5に改めるものでございます。

第4項については読替え規定でございます。定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について現行の100分の125を100分の127.5に改め、現行の100分の70を100分の72.5に改めるものでございます。

第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乗じる率をですね、現行の100分の105から100分の107.5に改めるものでございます。

第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の50から100分の52.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが次ページをお願いいたします。

次ページは別表第1（第3条関係）としまして、一般職員の給料表2分の1をですね、こちら4ページから10ページまでが、こちらが1級から4級までの給料表でございます。

それからですね、その次10ページの中段、一般職給料表2分の2はですね、10ページから始まります。こちらは5級から8級の職員が対象でございます。こちらから10ページから16ページまでが給料表になっております。こちらのほうをそれぞれ改正案で改正をさせていただいております。

また、別表第2の第3条関係、医師の給料表でございます。こちらも同様でございますね、16ページから21ページまで改正しております。

こちらが給料表の改正でございます。

続きまして、1ページおめくりください、22ページになります。こちらは松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第2条関係でございます。

22ページですね、第20条こちらは期末手当の規定でございますが、第2項については、職員の期末手当基礎額に乗じる率を現行の100分の127.5から100分の126.25に改めるものでございます。

第4項については読替え規定でございます。定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について、現行の100分の127.5を100分の126.25に改め、現行の100分の72.5を100分の71.25に改めるものでございます。

第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の107.5から100分の106.25に改める部分でございます。

次ページ、第2号を御覧ください。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の52.5から100分の51.25に改めるものでございます。

恐れ入りますが12枚お戻りいただきまして、議案本文の10ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、第1項は、この条例の第1条は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

ただし、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例第10条の4及び別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第2項は、この条例の第2条は令和8年4月1日から施行する。

次ページ、お願いいたします。

第3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

なおですね、この人事院勧告に基づく給与改定に伴う影響額でございますが、全会計を通じまして3,824万8,000円でございます。

最終ページにはですね、参考資料2としまして、11月19日の全員協議会で御説明した松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 武 尾 今回の条例の説明、よく理解いたしました。関連して一つお聞きしたいんですが、特別職の給与の改定について、もう長らく改定されていないと思うんですけども、どのぐらいの期間たっているか教えてください。

参事兼総務課長 特別職の給与につきましては一般職とは別ですので、こちら今回の人事院勧告の対象外になります。

特別職の給与につきましては、特別職の報酬審査委員会というのを設けまして、そこの中で御審議をいただいて条例改正を、金額を改定する場合は、そこで審議をしていただいて、議会のほうに挙げて条例を改正するような形になりますので。その報酬審査会につきましても、直近では平成17年に開催されて、

それが最後という形になっておりますので、それ以降は開催していないような状態でございます。以上です。

2 番 武 尾 他町の例を見ましても、一般職と、あと特別職の給与改定が連動して行われることも多いと思います。大分長い間、特別職の給料上がっていないことを鑑みると、一つ、心配ではないんですが管理職というか、特別職の一部の給与と一般職の給与の差がほとんどないような状況になる可能性があるんじゃないかと思ひまして。今後、特別職の給与の改定も行うような考えがあるかだけお聞きしたいです。

参事兼総務課長 今、武尾議員の質問の特別職の見直す考えがあるかという、今もちろん私が御説明しましたように、あくまで報酬につきましては報酬審査会のほうで御審議していただくんですが、もちろん上郡5町ならびに近隣市町の状況を鑑みまして、総務としましても適切に判断して、また首長のほうに進言をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

9 番 井 上 1点、お伺いいたします。

参考資料1の2ページのところで、条例本文にもありますけれども、使用距離が65キロメートル以上が新設をされ、10キロメートル以上が増額になっているということです。

実際に、松田町の職員の中で、60キロメートル以上が新設されたというのは人勸による部分だというふうには理解しますが。実際に松田町の職員ですね、60キロメートル以上の通勤範囲がある職員というのは、存在するのかわか。いればその辺は、後の補正予算の部分でも説明をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

参事兼総務課長 井上議員の御質問にお答えします。ただいま新設された職員とかいるのかという話なんですが、いません。うちのほうは、ここまでの距離になる職員は該当するものはございません。一番遠くて35キロというところでございます。

9 番 井 上 片道で。

参事兼総務課長 片道です。

9 番 井 上 了解しました。35キロメートル以上ということで了解しました。
私からは以上です。

議 長 ほかには。

(「なし」の声あり)

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。